令和　年　月　日

三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策

休業要請等協力支援金交付決定兼確定通知書

　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長　　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付で交付申請兼実績報告のあった三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策休業要請等協力支援金については、三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策休業要請等協力支援金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定及び確定しましたので、通知します。

記

１　交付決定額　金　　　　　　　　　円

２　交付確定額　金　　　　　　　　　円

３　交付決定及び交付確定の取消条件

（１）申請者は、この協力支援金の交付に関する書類等を整備し、協力支援金の交付日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（２）申請者は、上記３（１）の書類等の提出を求められたときは、これに応

じなければならない。

（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また、この協力支援金の

使途、その他について適当ではないと認めたときは、決定を取消し、又は

協力支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。